

加東市水防計画（案）新旧対照表

水防計画-4
第2章 水防組織
第1節 水防本部
1 設置
 市長は、市内において水防事態が予測される場合は、その水防業務を統括するため水防本部を設置し、水防事務を処理する。
 なお、水防本部設置には至らないが、今後の気象状況等に十分注意が必要な場合は、警戒態勢をとり、情報収集に努めるとともに、初動対応について検討するものとする。

2 構成
 水防本部は、市長を水防本部長（以下、「本部長」という。）、副市長を水防副本部長（以下、「副本部長」という。）として以下の構成により組織し、事務局を防災課に置く。
 ただし、市長が不在の場合は、副市長、教育長、技監の順に本部長を代理する。

	本部長	副本部長	本部員	事務局
水防本部	市長	副市長 教育長 技監	議会議務局長 企画部長 総務部長 市民安全部長 福祉部長 地域整備部長 建設部長 上下水道部長 会計管理者 教育部長 地域情報センター所長 加東消防署長 防災課長 別途指定する職員	防災課員 別途指定する職員

地域水防本部	社地域 部長	本部員をもって充てる
	滝野地域本部長	本部員をもって充てる
	東条地域本部長	本部員をもって充てる

第2章 水防組織
第1節 水防対策本部
1 設置
 市長は、市内において災害が発生し、又は発生することが予測される段階で、次の場合に、水防対策本部を設置し、水防事務を処理する。
 なお、水防対策本部設置には至らないが、今後の気象状況等に十分注意が必要な場合は、警戒態勢をとり、情報収集に努めるとともに、初動対応について検討するものとする。

設 置 基 準
(1) 河川水位がはん濫注意水位を突破又は突破のおそれがあり、今後更に水位の上昇が予想される時。
(2) 水防指令2号又は水防警報2号が発令され、今後更に降雨又は河川の水位の上昇が予想される時。
(3) 水防指令3号又は水防警報3号が発令された時。
(4) 風水害等により中規模な被害が発生した時。
(5) 市長が必要と認めるとき。

2 構成
 水防対策本部は、市長を水防対策本部長（以下、「本部長」という。）、副市長を水防対策副本部長（以下、「副本部長」という。）として以下の構成により組織する。
 ただし、市長が不在の場合は、副市長、教育長、技監の順に本部長を代理する。

	本部長	副本部長	本部員	本部連絡員
水防対策本部	市長	副市長 教育長	技監 _____ _____ _____ 市民安全部長 _____ _____ _____ 教育部長 _____ 加東消防署長 消防団長 防災課長 必要に応じ本部長が指名する者	防災課員 必要に応じ本部長が指名する者

	_____ _____ _____	_____ _____ _____
--	-------------------------	-------------------------

(表削除)

市役所庁舎統合による水防対策本部組織の見直しに伴う修正

市役所庁舎統合による水防対策本部組織の見直しに伴う修正

水防計画-5

図1 水防本部組織図

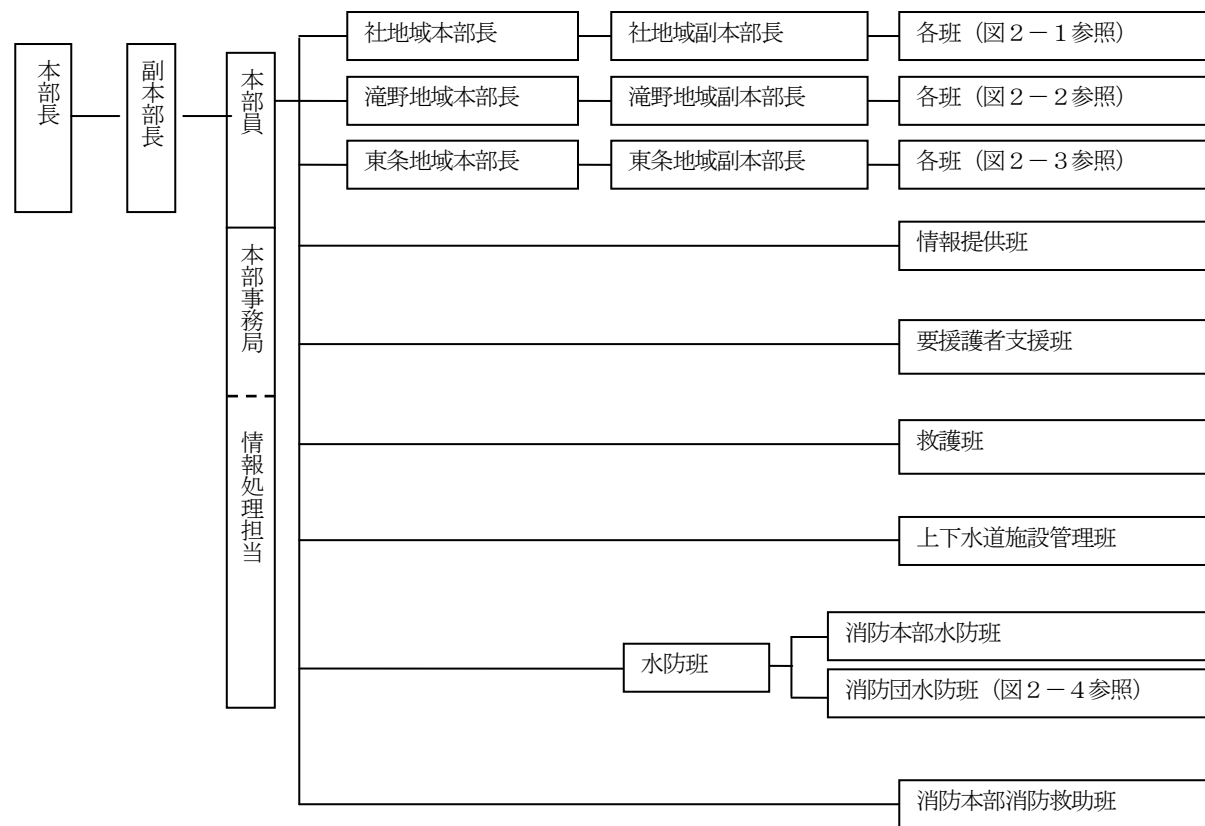
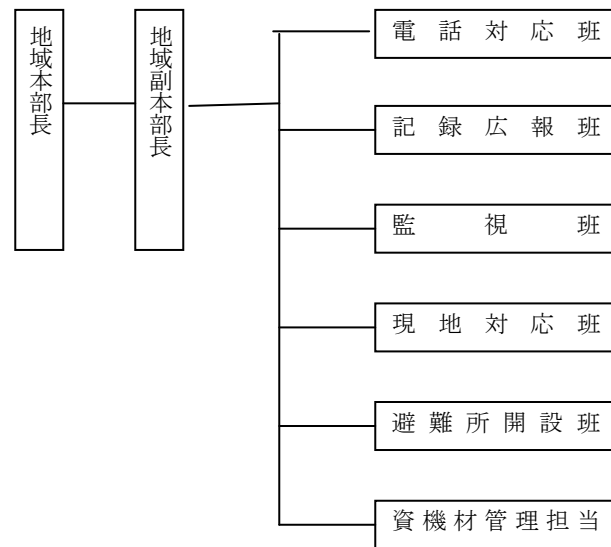
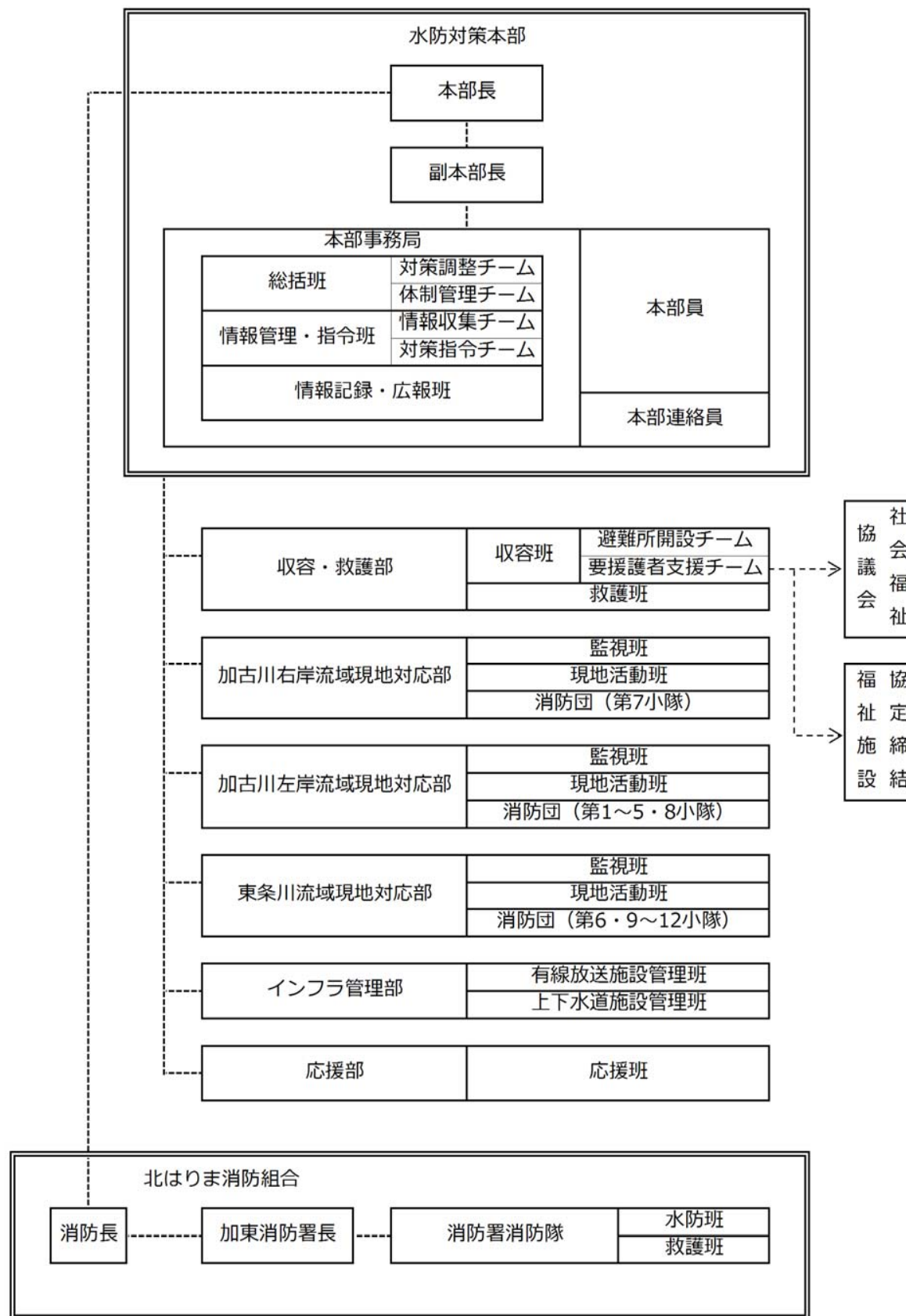


図2-1 社地域水防本部組織図



水防対策本部組織図



市役所庁舎統合による水防対策本部組織の見直しに伴う修正

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

水防計画-6

図2-2 滝野地域水防本部組織図

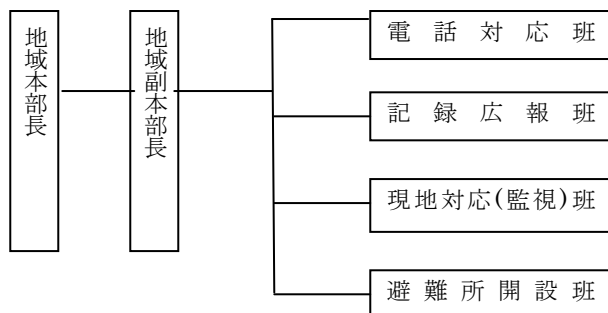


図2-3 東条地域水防本部組織図

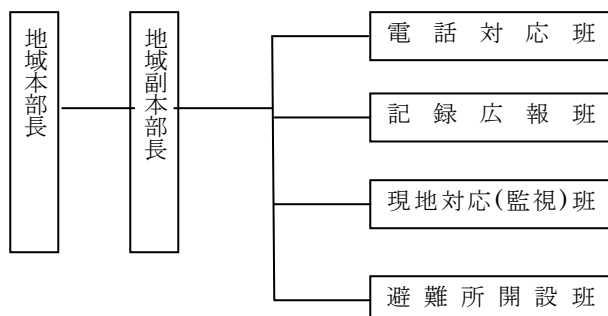


図2-4 消防団水防班

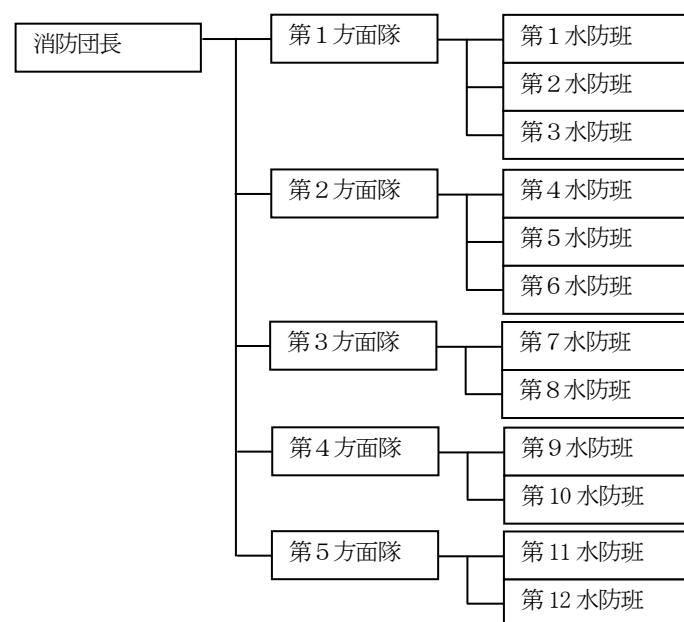


図2-1 社地域水防本部組織図
(図削除)

図2-2 滝野地域水防本部組織図
(図削除)

図2-3 東条地域水防本部組織図
(図削除)

図2-4 消防団水防班
(図削除)

市役所庁舎統合による水防対策本部組織の見直しに伴う修正

水防計画ー7

3 水防本部の廃止

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認めたとき、又は災害に関し応急措置がおおむね終了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したときは、水防本部の活動を終了し、水防本部を廃止する。

なお、災害対策本部が設置されるに至ったときは、水防に関する事務を備えたまま災害対策本部に移行するものとし、水防本部は自動的に廃止となる。

4 水防本部会議

5 水防本部における事務並びに任務分担

水防本部における事務並びに任務分担は、以下を目安とする。

ただし、本部長及び地域本部長の指示によりそのつど適切に対応するものとする。

(1) 水防本部

区 分	事 務 分 掌
本部長 副本部長	<input type="checkbox"/> 総括 <input type="checkbox"/> 配備態勢、その他本部命令の伝達 <input type="checkbox"/> 避難勧告・指示の発令 <input type="checkbox"/> 支援要請（自衛隊、県、近隣市町等） <input type="checkbox"/> 水防本部の廃止及び災害対策本部への移行 <input type="checkbox"/> の他命令指示
本部員	<input type="checkbox"/> 本部長、副本部長との協議調整 <input type="checkbox"/> 地域本部、特別班への指示、連絡調整及び情報収集 <input type="checkbox"/> その他関係機関との調整
本部事務局	<input type="checkbox"/> 職員配備の調整 <input type="checkbox"/> 被害状況の集約及び報告（県、警察等） <input type="checkbox"/> 関係機関への連絡 <input type="checkbox"/> 現地本部及び特別班への防災情報伝達
情報処理担当	<input type="checkbox"/> 気象、水位情報等の収集及び分析 <input type="checkbox"/> 住民への情報伝達（CATV関係除く） <input type="checkbox"/> 情報端末機器の操作

(2) 地域水防本部

区 分	事 務 分 掌
地域本部長 地域副本部長	<input type="checkbox"/> 総括（各域内） <input type="checkbox"/> 被害状況及び災害応急対策状況の集約 <input type="checkbox"/> 自治会（地区）との連絡調整 <input type="checkbox"/> 鴨川・大川瀬ダム放流情報の収集 <input type="checkbox"/> 本部との連絡調整
各班長 （地域本部付）	<input type="checkbox"/> 地域本部長、地域副本部長との協議、調整 <input type="checkbox"/> 各班業務の把握、指示及び班員の調整 <input type="checkbox"/> 水位監視情報の収集及び分析 <input type="checkbox"/> 建設業者等への協力要請
電話対応班	<input type="checkbox"/> 住民等からの災害通報の聞き取り
記録広報班	<input type="checkbox"/> 災害情報等の収集、とりまとめ <input type="checkbox"/> 気象、水位情報等の収集及び分析

3 水防対策本部の廃止

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認めたとき、又は災害に関し応急措置がおおむね終了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したときは、水防対策本部の活動を終了し、水防対策本部を廃止する。

なお、災害対策本部が設置されるに至ったときは、水防に関する事務を備えたまま災害対策本部に移行するものとし、水防対策本部は自動的に廃止となる。

4 水防対策本部会議

<略>

5 事務分掌

水防対策本部における事務並びに任務分担は、以下を目安とする。

ただし、本部長_____の指示によりそのつど適切に対応するものとする。

部	班名	事務分掌
水防対策本部		1 水防対策本部の設置及び廃止 2 水防対策活動の総括 3 配備態勢の決定 4 避難準備情報、避難勧告・指示の発令 5 支援要請の決定（自衛隊、県、近隣市町等） 6 現地対応部の設置及び廃止の決定 7 その他各部の水防対策活動における重要事項の決定
本部連絡員		1 本部員と各部との連絡調整 2 各部所管からの情報の取りまとめ
本部事務局	総括班	1 水防対策本部の庶務・総合調整 2 収集した情報の分析 3 河川・雨量情報の収集及び氾濫予測
	【対策調整チーム】	1 本部員と各部との連絡調整 2 水防対策に関する県との調整 3 排水ポンプパッケージ車両運用の要請・指示 4 県への報告（フェニックス防災システムの入力含む） 5 公共情報コモンズ対応 6 被害報告書の作成 7 鴨川・大川瀬ダム、川代ダム放流情報の収集 8 消防本部・警察・自衛隊との連絡調整 9 ライフライン関係機関との連絡調整（関西電力・NTT・ガス・JR） 10 自衛隊の派遣要請 11 応援協定に基づく応援要請 12 協定先事業者との連絡調整 13 消防団の調整 14 区長等との連絡調整

市役所庁舎統合による水防対策本部組織の見直しに伴う修正

【新旧対照表（水防計画）】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

	<input type="checkbox"/> 街頭広報 <input type="checkbox"/> 現場写真撮影
監視班 【社地域】	<input type="checkbox"/> 水位監視（量水標等の観測）及び重要水防区域等のパトロール <input type="checkbox"/> 排水樋門等操作についての協議 <input type="checkbox"/> 土砂災害危険箇所及び警戒ため池等の警戒活動
現地対応班 【社地域】 現地対応（監視）班 【滝野地域】【東条地域】	<input type="checkbox"/> 道路、河川、水路、橋梁及びため池等の状況把握及び応急対応 <input type="checkbox"/> 水防活動、避難誘導及び交通整理 <input type="checkbox"/> 避難情報の伝達 <input type="checkbox"/> 災害時要援護者の救援 <input type="checkbox"/> 救援物資搬送 <input type="checkbox"/> 自衛隊災害派遣部隊の現場誘導、指示
避難所開設班	<input type="checkbox"/> 避難者の把握 <input type="checkbox"/> 避難所開設 <input type="checkbox"/> 物資、食料等必要品の調達（要請・搬送）
資器材管理担当 【社地域】	<input type="checkbox"/> 水防（防災備蓄）倉庫の資器材管理 <input type="checkbox"/> 備蓄品の集配管理

(3) 水防本部特別班

区 分	事 務 分 掌
情報提供班	<input type="checkbox"/> CATVによる情報提供 <input type="checkbox"/> 放送設備の災害対応 <input type="checkbox"/> 災害情報番組の放
要援護者支援班	<input type="checkbox"/> 災害時要援護者の支援全般 <input type="checkbox"/> 民生委員及び社会福祉協議会との連携
救護班	<input type="checkbox"/> 避難者の対応 <input type="checkbox"/> 災害時要援護者の対応 <input type="checkbox"/> 避難所救護及び衛生管理
上下水道施設管理班	<input type="checkbox"/> 上下水道施設の災害対応

本部事務局	【体制管理チーム】	1 職員の配備状況の把握 2 職員の動員・配置 3 必要資機材の準備、緊急機材、用品等の調達 4 公用車の確保・準備 5 市庁舎の保全 6 対策本部室、各部各班配備場所及び対応環境の確保 7 その他水防対策体制保持に必要な事項の対応
	情報整理・指令班	
	【情報収集チーム】	1 市民等からの電話対応 2 受付けた情報の処理票作成
	【対策指令チーム】	1 収集した情報に対する対応の検討 2 対応する部・班の決定・連絡
	情報記録・広報班	1 被害情報・重要決定事項の記録・整理 2 被害情報・重要決定事項の庁内周知 3 各部所管の被害情報の取りまとめ 4 音声告知放送、文字放送の提供 5 かとう安全安心ネットによるメール配信 6 ホームページによる広報 7 報道機関に対する情報提供・連絡調整
収容・救護部	収容班	1 避難所の開設運営の総括
	【避難所開設チーム】	1 避難所の開設運営 2 避難者名簿の作成、報告 3 被災者への、食料、物資の配布、避難所救援物資の搬送
	【要援護者支援チーム】	1 要援護者の避難所収容 2 福祉避難所の開設 3 民生・児童委員への連絡 4 社会福祉施設への避難計画
	救護班	1 避難所救護及び避難所内の衛生管理 2 被災者及び避難者の健康管理及び指導等 3 要援護者（障害者）の対応
各現地対応部（共通）	【加古川右岸流域現地対応部】	
	【加古川左岸流域現地対応部】	
	【東条川流域現地対応部】	
	監視班	1 河川、水路、橋梁、ため池等のパトロール 2 記録写真の撮影 3 河川水位の監視報告及び樋門の管理（区長との協議による） 4 重要水防箇所の警戒及び障害物の除去等応急対応 5 山腹崩壊土砂流出危険区域の情報収集

市役所庁舎統合による水防対策本部組織の見直しに伴う修正

水防計画—9
第2章 水防組織
第2節 消防本部水防班・消防救助班
1 班編成
 水防本部設置と同時に消防本部による水防班、消防救助班を編成する。
2 任務分担
 水防班及び消防救助班の任務分担は、以下を目安とする。
 ただし、消防団長の指示によりそのつど適切に対応するものとする。

区 分	任 務
消防本部水防班	<input type="checkbox"/> 消防団の掌握 <input type="checkbox"/> 出水時の危険区域巡視及び監視 <input type="checkbox"/> 水防活動 <input type="checkbox"/> 避難誘導（避難広報活動含む。） <input type="checkbox"/> 災害救助活動 <input type="checkbox"/> その他災害対応等
消防本部消防救助班	<input type="checkbox"/> 災害救助活動 <input type="checkbox"/> 救急活動 <input type="checkbox"/> その他災害活動等

	<u>現地活動班</u>	1 倒木、飛散物等障害物の除去、土のう積み等応急対応 2 水防団、自主防災組織等への水防活動、避難誘導の指示 3 避難勧告・指示の広報及び避難者の誘導 4 自衛隊出動要請時の現場誘導、指示 5 水防資機材の搬送 6 道路規制及び水防団への道路規制の指示 7 災害対策本部への現状報告	市役所庁舎統合による水防対策本部組織の見直しに伴う修正
インフラ管理部	<u>有線放送施設管理班</u>	1 所管施設の点検、保全措置 2 被災施設の復旧対応 3 所管施設被災による障害発生への広報	
	<u>上下水道施設管理班</u>	1 雨水排水施設の点検、排水障害物の除去等浸水予防措置 2 所管施設の保全措置 3 被災施設の復旧対応 4 所管施設被災による障害発生への広報	
応援部	<u>応援班</u>	1 各部への応援	市役所庁舎統合による水防対策本部組織の見直しに伴う修正

第2章 水防組織
第2節 消防本部水防班・消防救助班
1 班編成
 水防対策本部設置と同時に消防本部による水防班、消防救助班を編成する。
2 事務分掌
 水防班及び消防救助班における事務並びに任務分担は、以下を目安とする。
 ただし、本部長の指示によりそのつど適切に対応するものとする。

班名	担当部署	事務分掌
<u>消防本部水防班</u>	<u>北はりま消防本部</u>	1 消防職員の召集及び配備 2 気象情報の受理伝達 3 災害の広報活動 4 災害の情報収集伝達 5 消防相互応援協定 6 総括班との連絡調整 7 その他応急対策
<u>消防本部消防救助班</u>	<u>加東消防署</u>	1 災害の警戒及び防御 2 被災者の救出、救護及び搬送 3 避難者の誘導 4 被害情報の収集及び伝達 5 災害現場の広報活動 6 被害の原因調査 7 その他応急対策特命事項

第3節 消防団水防班

1 班編成

水防本部設置と同時に消防団による水防班を編成し、指揮本部を加東市市民安全部防災課内に置く。

2 任務分担

水防班の任務は、以下を目安とする。

ただし、消防団長の指示により、そのつど適切に対応するものとする。

区 分	任 務
消防団水防班	<input type="checkbox"/> 各水防区域内の巡視、警戒及び報告 <input type="checkbox"/> 水防活動 <input type="checkbox"/> 災害救助活動 <input type="checkbox"/> 交通規制警備 <input type="checkbox"/> その他災害対応等
社方面隊水防班 【6水防区域38分団】	
滝野方面隊水防班 【2水防区域11分団】	
東条方面隊水防班 【4水防区域26分団】	

水防計画-10

3 消防団水防班の水防区域

区 分	区 域 (___は分団を有しない地区)	水防 (防災備蓄) 倉庫		
社 地 域	第1水防班 (1小隊6分団)	社、ひろのが丘、嬉野台団地、藤田南、大学山国、山国、松尾、出水、田中、鳥居 計10地区	社	
	第1方面 隊長	第2水防班 (第2小隊8分団)	貝原、野村、西垂水、窪田、家原、上中、上中団地、梶原、梶原団地、喜田 計10区	社
		第3水防班 (第3小隊9分団)	沢部、沢部団地、福吉、上田、大門、西古瀬、中古瀬、東古瀬、屋度、東実 計10地区	福田
		第4水防班 (第4小隊5分団)	畑、廻渕、池之内、湖翠苑、上久米、下久米、久米 計7地区	米田
	第2方面 隊長	第5水防班 (第5小隊7分団)	上三草、サンコーポラス三草、下三草、木梨、藤田、山口、馬瀬、牧野、吉馬、やしろ台 計10地区	上福田
		第6水防班 (第6小隊3分団)	上鴨川、下鴨川、平木 計3地区	鴨川
第3方面 隊長	第7水防班 (7小隊5分団)	光明寺、上滝野、下滝野、河高、高岡、桜台	上滝野 河高	

第3節 消防団水防班

1 班編成

水防対策本部設置と同時に消防団による水防班を編成し、指揮本部を水防対策本部内に置く。

2 事務分掌

水防班における事務並びに任務分担は、以下を目安とする。

ただし、消防団長の指示により、そのつど適切に対応するものとする。

部	班名	事務分掌
消 防 団 (水 防 団)	第1小隊水防班	1 災害の警戒及び防御
	第2小隊水防班	2 道路規制警備
	第3小隊水防班	3 被災者の救出及び救護
	第4小隊水防班	4 避難勧告・指示の広報及び避難者の誘導
	第5小隊水防班	5 被害情報の収集及び伝達
	第6小隊水防班	6 災害現場の広報
	第7小隊水防班	7 その他応急対策特命
	第8小隊水防班	
	第9小隊水防班	
	第10小隊水防班	
	第11小隊水防班	
	第12小隊水防班	

3 消防団水防班の水防区域

区分	消防団水防班	区域 (___は分団を有しない地区)	水防(防災備蓄) 倉庫
加古川左岸流域 現地対応部	第1小隊水防班 (6分団)	社、ひろのが丘、嬉野台団地、藤田南、大学山国、山国、松尾、出水、田中、鳥居 計10地区	社
	第2小隊水防班 (8分団)	貝原、野村、西垂水、窪田、家原、上中、上中団地、梶原、梶原団地、喜田 計10地区	社
	第3小隊水防班 (9分団)	沢部、沢部団地、福吉、上田、大門、西古瀬、中古瀬、東古瀬、屋度、東実 計10地区	福田
	第4小隊水防班 (5分団)	畑、廻渕、池之内、湖翠苑、上久米、下久米、久米 計7地区	米田
	第5小隊水防班 (7分団)	上三草、サンコーポラス三草、下三草、木梨、藤田、山口、馬瀬、牧野、吉馬、やしろ台 計10地区	上福田
	第8小隊水防班 (6分団)	新町、北野、滝野団地、穂積、稲尾、曾我、多井田 計7地区	北野
加古川右岸流域 現地対応部	第7小隊水防班 (5分団)	光明寺、上滝野、下滝野、河高、高岡、桜台 計6地区	上滝野 河高
東条川流域 現地対応部	第6小隊水防班 (3分団)	上鴨川、下鴨川、平木 計3地区	鴨川

市役所庁舎統合による水防対策本部組織の見直しに伴う修正

【新旧対照表（水防計画）】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

東条地域	第4方面隊長	第8水防班 (第8小隊6分団)	計6地区 新町、北野、 <u>滝野団地</u> 、穂積、稲尾、曾我、多井田	北野
		第9水防班 (第9小隊7分団)	計7地区 黒谷、古家、常田、 <u>秋津台</u> 、西戸、少分谷、貞守、長井	(支援) 米田 鴨川
	第5方面隊長	第10水防班 (第10小隊6分団)	計8地区 天神、 <u>掬鹿谷</u> 、長谷、黒石、 <u>永福台</u> 、横谷、森、 <u>南山</u>	(支援) 米田
		第11水防班 (第11小隊6分団)	計6地区 岡本、岩屋、森尾、新定、吉井、藪	(支援) 米田
	第5方面隊長	第12水防班 (第12小隊7分団)	計9地区 小沢、栄枝、厚利、松沢、東垂水、大畑、 <u>蔵谷</u> 、 <u>依藤野</u> 、 <u>嬉野東</u>	(支援) 米田 社

第9小隊水防班 (7分団)	黒谷、古家、常田、 <u>秋津台</u> 、西戸、少分谷、貞守、長井	計8地区	(支援) 米田 鴨川
第10小隊水防班 (6分団)	天神、 <u>掬鹿谷</u> 、長谷、黒石、 <u>永福台</u> 、横谷、森、 <u>南山</u>	計8地区	(支援) 米田
第11小隊水防班 (6分団)	岡本、岩屋、森尾、新定、吉井、藪	計6地区	(支援) 米田
第12小隊水防班 (7分団)	小沢、栄枝、厚利、松沢、東垂水、大畑、 <u>蔵谷</u> 、 <u>依藤野</u> 、 <u>嬉野東</u>	計9地区	(支援) 米田 社

市役所庁舎統合による水防対策本部組織の見直しに伴う修正

水防計画—11
第3章 水防態勢

第3章 水防態勢
第1節 水防態勢

神戸海洋気象台、国土交通省又は県が発表する水防に関する情報をはじめ地域の状況から判断して水防活動の必要を認めるときは、水防態勢を整えるものとする。

神戸地方気象台から気象注意報・警報があったとき、又は県水防本部から気象注意報・警報に係る水防警報・指令が発表されたときその他水防活動の必要があるとき、水防態勢に入るものとする。

組織名変更及び市役所庁舎統合による水防対策本部組織の見直しに伴う修正

第2節 水防警戒態勢

第2節 水防非常配備

副市長は、概ね次のような場合に市長と協議し、必要と認める場合は、水防警戒態勢をとるものとする。

市長は、水防態勢に入る必要があると認めるときは、職員及び水防団員に水防非常配備につくよう指令する。ただし、防災課長が緊急に非常配備態勢につく必要があると認めるときは、独自の判断により配備の発令及び態勢の強化を行わなければならない。この場合、速やかに市長に報告を行うものとする。

態 勢 基 準	態勢及び業務の内容
(1) 神戸海洋気象台より大雨警報、暴風警報、洪水警報のいずれかが発表されたとき、または発表が予測される時	少数の人員で態勢をとり、水防配備態勢に直ちに移行できるよう、主として雨量、位に関する情報の収集及び連絡を行うなお、水防第1号配備要員は待機とする。
(2) 加古川板波水位が1.5m以上又は東条川吉井水位が1.5m以上となったとき	
(3) 災害発生の恐れがあるが、その時間、規模等予測困難な段階のとき	
(4) その他、副市長が必要と認めるとき	

1 連絡員待機

防災課長は、本部が設置されるまでの間で、初動態勢を確立するため、必要と認める場合は、防災課員に対し、連絡員待機を指令するものとする。

態勢区分	配 備 時 期	態勢の内容
連絡員待機	(1) 県に連絡員待機が発令され、市内又は上流部に相当な降雨が予想される時 (2) 大雨注意報、洪水注意報が発令され、市内又は上流部に相当な降雨が予想される時	防災課の職員1～2名で情報収集に当たる。

第3節 水防配備

2 水防警戒配備（第0号配備）

市長は、配備計画に基づき、水防態勢をとるものとする。
水防配備の基準、態勢及び業務の内容、配備人員の目安等は次のとおりとする。

防災課長は、本部が設置されるまでの間で、初動態勢を確立するため、必要と認める場合は、防災課員及び各部あらかじめ定められた職員（第0号配備職員）に対し、水防警戒配備を指令するものとする。

配 備 基 準	態勢及び業務の内容	配備人
(1) 加古川板波水位が2.0m以上又は東条川吉井水位が2.0m以上となったとき	主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の招集その他活動ができる態勢	少数 なお、水防第2号配備要員は待機とする。
(2) 県水防指令第1号又は国土交通省（県）水防警報第1号（待機）が発令されたとき		
(3) 小規模な災害が発生し又は発生することが予測される時		

態勢区分	配 備 時 期	態勢の内容
第0号配備態勢	(1) 河川水位が消防団待機水位（通報水位）を突破したとき（加古川板波水位が2.0m以上又は東条川吉井水位が1.5m以上になったとき） (2) 大雨警報、洪水警報が発令されたとき	各部あらかじめ定められた職員で、主として情報収集・警戒に当たる。

【新旧対照表（水防計画）】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

水防第2号配備	(1) 神戸海洋気象台より大規模な災害の発生が予測される気象情報が発表されたとき (2) 加古川板波水位が 2.5m以上又は東条川吉井水位が 3.0m以上となったとき (3) 県水防指令第2号又は国土交通省（県）水防警報第2号（準備）が発令されたとき (4) 中規模の災害が発生し又は発生することが予測されるとき (5) その他、本部長が要と認めるとき	水防事態が発生すればそのまま水防活動が遂行できる態勢	半数程度 なお、水防第3号配備要員は待機とする。
	水防第3号配備	(1) 神戸海洋気象台より大規模な災害の発生が予測される気象情報が発表され、かつ災害対策について特別の措置が必要と認められるとき (2) 加古川板波水位が 3.5m以上又は東条川吉井水位が 3.5m以上増水見込みのとき (3) 県水防指令第3号又は国土交通省（県）水防警報第3号（出動）が発令されたとき (4) 大規模の災害が発生し又は発生することが予測されるとき (5) その他、本部長が必要と認めるとき	防災活動の万全を期する態勢

	(3) 水防指令1号又は水防警報1号が発令されたとき (4) 風水害等により被害の発生のおそれがあるとき	[その他、自宅待機]
--	---	------------

3 水防非常配備
市長は、水防のため本部設置が必要と認める場合は、本部を設置し、以下のとおり水防非常配備態勢を発令するものとする。

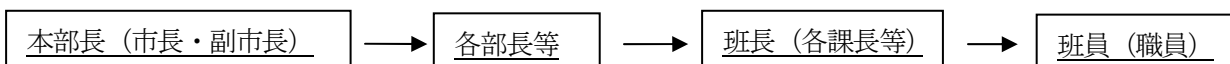
態勢区分	配 備 時 期	態勢の内容
第1号配備態勢	(1) 河川水位が消防団待機水位（通報水位）を突破し、更なる水位上昇が予想されるとき。 (2) 大雨警報、洪水警報が発令され、更なる降雨又は河川水位の上昇が予想されるとき。 (3) 水防指令1号又は水防警報1号が発令され、更なる降雨又は河川水位の上昇が予想されるとき。 (4) 風水害等により小規模な被害が発生したとき。	各部あらかじめ定められた職員で、主として情報収集・警戒に当たり、事態の推移によつては、小規模な活動ができる態勢 [その他、自宅待機]
第2号配備態勢	(1) 河川水位がはん濫注意水位（警戒水位）を突破又は突破のおそれがあり、更なる水位上昇が予想される時（加古川板波水位が3.50m以上又は東条川吉井水位が2.0m以上になったとき） (2) 水防指令2号又は水防警報2号が発令され、更なる降雨又は河川水位の上昇が予想される時 (3) 水防指令3号又は水防警報3号が発令されたとき (4) 風水害等により中規模な被害が発生したとき	各部あらかじめ定められた職員を配備し、水防事態が発生すればそのまま水防活動ができる態勢 [その他、自宅待機]
第3号配備態勢	(1) 河川水位が避難判断水位（特別警戒水位）を突破又は突破のおそれがあり、更なる水位上昇が予想される時（加古川板波水位が4.4m以上又は東条川吉井水位が3.2m以上になったとき） (2) 水防指令3号又は水防警報3号が発令され、更なる降雨又は河川水位の上昇が予想される時 (3) 風水害等により大規模な被害が発生したとき (4) 大雨、洪水、暴風の特別警報が発令されたとき	全職員

市役所庁舎統合による水防対策本部組織の見直しに伴う修正

水防計画—12

第4節 水防態勢の伝達

水防態勢の伝達は、緊急時連絡網、庁舎間電話、庁内放送、かとう安全安心ネット、CATV の活用等適切な手段を用いて、あらかじめ定められた伝達系統及び連絡責任者等により関係者に迅速かつ的確に伝達する。



第5節 消防団における水防配備

<略>

第6節 居住者等出動

<略>

第3節 水防態勢の伝達

水防態勢の伝達については、本部事務局より、かとう安全安心ネット、電子掲示板、庁内放送、緊急時連絡網等の適切な手段を用いて、速やかに本部員及び職員にその旨を伝達するものとする。

(図削除)

第4節 消防団における水防配備

<略>

第5節 居住者等出動

<略>

市役所庁舎統合による修正

第7節 水防態勢の解除
<略>

水防計画—36
第6章 気象情報等の収集伝達
水防に関する気象予報（注意報・警報）並びに洪水予報及び洪水警報等の発表基準は、次のとおりとされている。

第1節 気象注意報・気象警報等（神戸海洋気象台発表）
1 気象注意報及び気象警報等の発表基準（平成24年5月29日 現在）

注意報・警報	説明	発表基準（加東市）	
大雨注意報（量）	大雨によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意し行う予報	雨量基準	R1=40 mm
		土壌雨量指数基準	96
大雨警報（浸水害）（土砂災害）	大雨によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報	雨量基準	R1=60 mm
		土壌雨量指数基準	125
洪水注意報（雨量）	洪水によって災害のおこるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報	雨量基準	40 mm
		流域雨量指数基準	東条川流域=9
		複合基準	—
洪水警報（雨量）	洪水によって重大な災害の起るおそれがある旨を警告して行う予報	雨量基準	60 mm
		流域雨量指数基準	東条川流域=18
		複合基準	—
記録的短時間大雨情報（雨量）	大雨警報が発表されているときに数年に1回程度発生する激しい短時間の大雨を観測、又は解析したことを発表する情報で現在の降雨が地域にとって希な激しい状況であることを周知するためのもの。	兵庫県南部において1時間雨量がアメダスもしくは解析雨量で110mmを超えた場合	

備考(1) 注意報・警報名欄の（ ）内は基準として用いる気象要素を示す。
(2) 発表基準欄中のR1は、1時間雨量を示す。
(3) 土壌雨量指数は、降雨による土災害発生危険性を示す指標で土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。
(4) 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。

2 土砂災害警戒情報の発表基準（県・神戸海洋気象台共同発表）
大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、県と気象台が共同して発表する情報で、大雨警報発令中に、実況雨量及び2時間後までの降雨予測に基づき、県が設定した基準（土砂災害警戒避難基準雨量）及び気象台が設定した基準（土壌雨量指数の履歴3位）の両方を超過した場合に発表。

第6節 水防態勢の解除
<略>

第6章 気象情報等の収集伝達
水防に関する気象予報（注意報・警報）並びに洪水予報及び洪水警報等の発表基準は、次のとおりとされている。

第1節 気象注意報・気象警報等（神戸地方気象台発表）
1 気象注意報及び気象警報等の発表基準（平成26年10月9日 現在）

注意報・警報	説明	発表基準（加東市）	
大雨注意報（雨量）	大雨によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報	雨量基準	R1=40 mm
		土壌雨量指数基準	99
大雨警報（浸水害）（土砂災害）	大雨によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報	雨量基準	R1=60 mm
		土壌雨量指数基準	135
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	雨量基準 (50年に1度の値)	R3=128mm R48=302mm
		土壌雨量指数基準 (50年に1度の値)	198
洪水注意報（雨量）	洪水によって災害のおこるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報	雨量基準	40 mm
洪水注意報（雨量） 洪水警報（雨量）	洪水によって災害のおこるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報 洪水によって重大な災害の起るおそれがある旨を警告して行う予報	流域雨量指数基準	東条川流域=9
		複合基準	—
洪水警報（雨量） 記録的短時間大雨情報（雨量）	洪水によって重大な災害の起るおそれがある旨を警告して行う予報 大雨警報が発表されているときに、数年に1回程度発生する激しい短時間の大雨を観測、又は解析したことを発表する情報で現在の降雨が地域にとって希な激しい状況であることを周知するためのもの。	流域雨量指数基準	東条川流域=18
		複合基準	—
備考(1) 注意報・警報名欄の（ ）内は基準として用いる気象要素を示す。 (2) 発表基準欄中のR1は、1時間雨量を示す。 (3) 土壌雨量指数は、降雨による土災害発生危険性を示す指標で土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。 (4) 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。		兵庫県南部において1時間雨量がアメダスもしくは解析雨量で110mmを超えた場合	

備考(1) 注意報・警報名欄の（ ）内は基準として用いる気象要素を示す。
(2) 発表基準欄中のR1は、1時間雨量を示す。
(3) 土壌雨量指数は、降雨による土災害発生危険性を示す指標で土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。
(4) 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。

2 土砂災害警戒情報の発表基準（県・神戸地方気象台共同発表）
大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、県と気象台が共同して発表する情報で、大雨警報発令中に、実況雨量及び2時間後までの降雨予測に基づき、県が設定した基準（土砂災害警戒避難基準雨量）及び気象台が設定した基準（土壌雨量指数の履歴3位）の両方を超過した場合に発表。

組織名変更による修正

現状にあわせた修正

特別警報の新設による修正

組織名変更による修正

水防計画－36
第2節 加古川上流洪水予報（姫路河川国道事務所・神戸海洋气象台共同発表）
 <略>
 （4）洪水予報の通知

```

    graph LR
      A["(共同発表)  
・国土交通省姫路河川国道事務所  
・神戸海洋气象台"] --> B[県水防本部]
      B --> C[加東土木事務所]
      C --> D[市水防本部]
      D --> E[市民]
    
```

水防計画－39
第4節 東条川の推移情報
 <略>
 （3）水位情報の通知および周知

```

    graph LR
      A[姫路河川国道事務所長] --> B[県水防本部]
      B --> C[加東土木事務所]
      C --> D[市水防本部]
      D --> E[消防本部]
      D --> F[各庁舎]
      D --> G[各施設]
      F --> H[市民]
      G --> H
    
```

水防計画－42
第7章 雨量及び水位の観測所
 加古川水系における雨量観測所及び水位観測所は、次のとおり設置されている。
1 雨量の観測所
 <略>
 （2）気象庁（神戸海洋气象台）所管

水防計画－46
 1 水防倉庫等
 （1）市防災備蓄（水防）倉庫
【別添のとおり】

第2節 加古川上流洪水予報（姫路河川国道事務所・神戸地方气象台共同発表）
 <略>
 （4）洪水予報の通知

```

    graph LR
      A["(共同発表)  
・国土交通省姫路河川国道事務所  
・神戸地方气象台"] --> B[県水防本部]
      B --> C[加東土木事務所]
      C --> D[市水防本部]
      D --> E[市民]
    
```

第4節 東条川の推移情報
 <略>
 （3）水位情報の通知および周知

```

    graph LR
      A[姫路河川国道事務所長] --> B[県水防本部]
      B --> C[加東土木事務所]
      C --> D[市水防本部]
      D --> E[消防本部]
      D --> F["(削除) 各庁舎"]
      D --> G[各施設]
      G --> H[市民]
    
```

第7章 雨量及び水位の観測所
 加古川水系における雨量観測所及び水位観測所は、次のとおり設置されている。
1 雨量の観測所
 <略>
 （2）気象庁（神戸地方气象台）所管

1 水防倉庫等
 （1）市防災備蓄（水防）倉庫
【別添のとおり】

組織名変更による修正

組織名変更による修正

市役所庁舎統合による修正

組織名変更による修正

現状にあわせた時点修正

【新旧対照表（水防計画）】

< 現 行 >

< 改 正 後 >

< 修正理由 >